

木造住宅（昭和56年5月31日以前建築）の

耐震化を支援します！

木造住宅耐震化等促進事業

建築住宅課

木造住宅の耐震化を図り地震に強いまちづくりを目指すため、地震による木造住宅の倒壊の防止を促進し、もって市民の生命及び財産の保護を図り、安全性の向上及び既存ストックの質の向上、安全安心なまちづくりを促進するため、**木造住宅耐震化等促進事業に要する費用の一部を助成**します。

1. 補助対象者

以下に掲げるすべての要件が必要となります。

- (1) 市内に住宅を所有している者
- (2) 同一世帯に属する者全員が市税の滞納がない者
- (3) 耐震補強設計事業を行う者にとっては、同一年度内に耐震改修事業を完了すること
- (4) 住宅修繕事業を行う者にとっては、併せて耐震改修事業を行うこと



2. 対象住宅

以下に掲げるすべての要件に該当する建築物となります。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築され、又は着工された木造2階建て以下の住宅のうち、一戸建て住宅、長屋、共同住宅、店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）又はこれらに類する住宅で、現に居住の用に供していること。
- (2) 在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法による住宅であること。
- (3) 国、地方公共団体その他の公的団体が所有する住宅でないこと。

3. 補助金の交付の対象となる工事

補助対象者が実施する**木造住宅耐震化等促進事業**で、補助金交付決定日の属する年度の3月末日までに実績報告をする見込みのあるものが対象となります。

4. 対象とならない工事

- (1) 補助金の交付の決定前に着手した工事
- (2) この補助金の交付のほか、他の助成制度を受けた場合（詳しくはお問い合わせください）
- (3) その他市長が不適当と認める工事

5. 助成内容

事業区分	補助対象経費	補助金の額	補助限度額
耐震診断事業	耐震診断士が行う耐震診断に要する経費 〔建築士事務所に所属する建築士で島根県耐震改修設計施工技術者名簿に登録されている者又はこれと同等の技術を有していると認められる者〕	補助対象経費の 10分の9 以内の額	住宅1棟当たり 60,000円
耐震補強設計事業	耐震補強設計に要する経費 〔耐震診断の結果、上部構造評点が1.0相当未満と判定された木造住宅に対し、当該評点を1.0相当以上に向上させるための実施設計〕	補助対象経費の 3分の2 以内の額	住宅1棟当たり 400,000円
耐震改修事業	耐震改修工事に要する経費（改修を行う床面積の合計に1平方メートル当たり33,500円を乗じて得た額を限度とし、耐震改修工事に伴い必要となる撤去、復旧等に要する経費を含む。） 〔耐震補強設計に基づき実施する耐震補強工事で耐震診断士が工事監理を行う工事〕	補助対象経費の 100分の23 以内の額	住宅1棟当たり 822,000円 ただし、耐震改修工事を施工する業者が市外業者の場合は、 700,000円
住宅修繕事業	住宅修繕工事に要する経費 〔耐震改修工事に併せて実施される住宅の機能の維持又は向上のために行う修繕工事〕	補助対象経費の 5分の1 以内の額	住宅1棟当たり 800,000円 ただし、住宅修繕工事を施工する業者が市外業者の場合は、 700,000円
解体助成事業	除去工事に要する経費 〔耐震診断の結果、上部構造評点が1.0相当未満と判定された木造住宅の全てを除去する工事〕	補助対象経費の 100分の23 以内の額	住宅1棟当たり 400,000円 ただし、除去工事を施工する業者が市外業者の場合は、 300,000円

◆予算の範囲内で交付（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

■助成予定期間 平成28年4月1日～令和4年3月31日

■注意事項

- ・市では、施工業者の斡旋や指定はしていません。
- ・予算の範囲内で交付いたしますので、予算が無くなり次第終了となります。
- ・交付決定を受ける前に、工事に着手された場合は、本補助金の対象となりません。



■その他要件がございますのでご注意ください。詳しい内容や手続きの方法、様式等は、担当課へお問い合わせください。

お問い合わせ先 安来市役所 建築住宅課 建築指導係 電話 0854-23-3325